

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 5 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 10 月 8 日(金) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第5回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後14時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新

欠席委員 清家 皆 一

事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任

漁業管理課 倉橋総括、甲斐主任

臨席者 無し

4. 議事録署名委員 疋田一則委員、本庄新委員

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間
について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案 大分県資源管理方針の一部改正について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第5回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大塚です。よろしくお願ひいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに高野漁業管理課長からごあいさつを申し上げます。

(あいさつ)

ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料の確認をいたします。

本日は「議案書」と資料①の合計2部をお配りしています。不足がある場合は事務局にお知らせ下さい。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願ひします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。正田委員と本庄委員にお願ひします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」お諮りします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の2ページをお開きください。

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

県外漁業者が大分県海域で中型まき網漁業及びはえ縄漁業を操業するための許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項

で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

3ページが知事からの諮問文です。

次の4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う3件について、一覧にしております。

表の下のポツにありますように、これらの宮崎県及び愛媛県の漁業者の大分県海域への入漁については、各県間もしくは各県漁業者間で締結する協定及び覚書に基づいており、8月31日に開催された大分・宮崎連合海区漁業調整委員会及び9月13日に開催された豊予連合海区漁業調整委員会において関係する協定及び覚書の更新について合意されたことを受け、許可を行うに至ったものです。

協定及び覚書は、9ページ以降に掲載しておりますので、別途ご参照ください。また、4ページの下図に現在の入漁状況を参考に示しておりますのでご確認ください。

それでは、表の上から順番に説明します。

表の一番上と中段の中型まき網漁業について合わせて説明します。この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、宮崎県及び愛媛県と相互に入漁しているもので、今回、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

次に、愛媛県漁業者におけるはえ縄漁業です。この漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。こちらも、ふぐはえ縄漁業については従来より相互に入漁しているもので、許可の有効期間満了に伴う公示です。なお、たい及びはもはえ縄漁業については、例年愛媛県から許可申請がありませんが、覚え書きに基づき、申請があった場合は許可する必要があるため、今回公示するものです。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。6 ページをご覧ください。

はじめに、中型まき網漁業です。公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。表の一番上、宮崎県漁業者から順番に説明します。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、協定に基づいた大臣枠隻数である3隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、21ページに図面を掲載しています。

6ページに戻っていただき、表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から11月30日」までの周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「周年」とし、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとします。

続いて、表の中段、こちらが宮崎県漁業者に関するもので、上段より船舶の総トン数が大きいものになりますので、表の左から2番目、「許可等をすべき船舶の数」から説明します。許可等をすべき船舶の数は、11隻です。

その右の欄の「船舶の総トン数」は「15トン以上20トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、21ページに図面を掲載しています。

表に戻っていただき、「漁業を営む者の資格」及び「申請期間」は先ほどの説明と同じですので省略します。

以上が、宮崎県漁業者についての説明です。

次に、表の下段、愛媛県漁業者の入漁について説明します。

表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、宮崎県と同様に「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、豊予連合海区

漁業調整委員会における愛媛県からの希望隻数である3隻として
います。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上20ト
ン未満」で、「推進機関の馬力数」は「定めなし」としていま
す。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのと
おりですが、22ページに図面を掲載しています。

6ページに戻っていただき、表の説明を続けます。「操業区
域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から翌年の10月3
1日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は
「愛媛県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、
「大分・愛媛両県沖合におけるまき網漁業の操業に関する覚書」
に参加する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期
間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」としま
す。

以上が、中型まき網漁業の制限措置についてです。

続いて、8ページをご覧ください。はえ縄漁業の公示内容につ
いて説明します。

県内漁業者の許可の状況に合わせて、魚種毎に制限措置を設け
ています。まず、表の上段「たいはえ縄漁業」です。表のいちば
ん左の欄の「漁業種類」は、「たいはえ縄漁業（愛媛県漁業
者）」です。

その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、愛媛県の希望
数である26人としています。その右の欄の「船舶の総トン数」
及び「推進機関の馬力数」は「定めなし」としています。さら
に、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりです
が、23ページに図面を掲載しています。操業区域は、対県境界
線から西側の海域で共同漁業権の漁場区域を除く海域となりま
す。

8ページに戻っていただいて、表の説明を続けます。「操業区
域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日ま
で」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「「大
分県及び愛媛県との間におけるはえなわ漁業の相互入漁に関する
覚書」に基づいて入漁する愛媛県に漁業根拠地を有する者」で
す。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期
間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」としま
す。「たいはえ縄漁業」については以上です。

続いて表の中段、「はもはえ縄漁業」です。漁業時期以外の許
可数、船舶の制限、操業区域等は上段と同じですので、説明は省

略します。漁業時期については、左から6番目の欄のとおり「8月1日から翌年の3月31日まで」としています。「はもはえ縄漁業」については以上です。

最後に、表の下段、「ふぐはえ縄漁業」です。こちらも同様に、漁業時期のみ異なりますので、それ以外の説明は省略します。表の左から6番目の欄「漁業時期」をご覧ください。漁業時期は、「8月20日から翌年の3月31日まで」の7ヶ月間です。「ふぐはえ縄漁業」については以上です。

以上が、愛媛県漁業者のはえ縄漁業についての説明です。

引き続き、5ページに戻っていただいて、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第

15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回公示する漁業はいずれも、毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の更新について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第2号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長

それでは、第2号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」、ご説明します。

議案書の24ページをお開きください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。

今回、大分県資源管理方針の一部改正にあたって、漁業法の規定に基づき大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

25ページには、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

安部主任

水産振興課の安部でございます。

議案書の29ページをご覧ください。

大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規程に基づき、国が作成した資源管理基本方針に従って令和2年12月1日に制定されております。これには、資源管理に対する基本的な考え方や管理の手法などが記載され、特定水産資源、いわゆるTAC魚種についても記載されております。今回、この大分県資源管理方針の一部を改正するにあたり、大分海区漁業調整委員会にお諮りするものです。

それでは議案書の26ページをお開きください。また、資料1を並べてご用意ください。

今回改正する内容は、資料1の1ページにある漁獲量の報告期限に関するものと、2ページにある漁獲可能量の追加配分があった場合の配分ルールに関するものの2つとなります。

まず、漁獲量の報告期限に関するものですが、資料1の1ページにありますように、TAC魚種のうち、数量管理を行っている魚種、大分県ではマアジとクロマグロですが、その漁獲量の報告は、①の通常時は「当該水産資源を陸揚げした当該月の翌月10日まで」と定められております。しかし、漁獲が積み重なり漁獲可能量を超過するおそれが出てきたときは、②にあるように漁業法第31条の規定に基づき漁獲量が公表されたあとは「陸揚げした日から3日以内」と短くなり、この報告期限が当該管理年度の末日まで適用されることとなります。

ここで議案書の26ページをご覧ください。こちらは、大分県

資源管理方針の新旧対照表で、右側が現行で左側が改正後になります。ただいまご説明した報告期限に関する規定は、魚種ごとの管理手法について記載している別紙にあり、第2の1の(2)の①と②がマアジについての規定となっております。

一方、資料1の1ページの②の枠の下にありますように、漁獲可能量管理制度では、国の留保枠等から漁獲可能量の追加配分がなされる仕組みがあります。この追加配分がなされて、漁獲可能量を超過するおそれが無くなった場合でも、現行の規定では陸揚げした日から3日以内の報告期限が引き続き適用されることになり、漁業者や漁協の負担が大きくなります。このため、漁獲可能量の追加配分がなされた場合には、通常の報告期限、すなわち①にもどるように改正を行うものです。

具体的には、議案書の26ページの改正後の第2の②のアンダーラインを引いている部分「漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超過するおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。」すなわち、「陸揚げした日から3日以内」の報告期限の適用を受けなくするための記述を追加しております。

次に2つめの改正内容についてご説明します。資料1の2ページをご覧ください。

この資料は大分県のマアジを例としたものですが、漁獲可能量を超過する可能性が最も高い状況は、中型・小型まき網漁業でマアジの漁獲量が積み重なった場合を想定しており、この場合は国の留保枠等から追加配分を受け、漁獲可能量2000トンを増枠、この例では300トン増枠して2300トンとすることを想定しております。

このような場合、現在の制度では、右上の現行の枠の中にありますように、漁獲可能量の追加配分があり、知事管理漁獲可能量を変更しようとするときには、知事は、漁業法の規定によりあらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くこととなっています。しかしながら、大分海区漁業調整委員会へ諮問し、承認を得るには1ヶ月程度の時間を要し、迅速な配分が困難であることから、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分できるよう、配分ルールを新たに設定するものです。

配分ルール案については、資料1の2ページの右下の提案の枠内に示しております。国から300トンの追加配分があった場合には、そのすべてを数量割り当てされている知事管理区分、この場合には中・小型まき網に追加配分します。

この配分ルールにより追加配分が実施された場合には、大分海

区漁業調整委員会には事後報告いたします。これにより1週間程度の短期間で配分が可能となるものと考えております。

なお、県の留保枠200トンについては、左下の※にありますようにその他の漁業区分への充当などいろいろな事態に対応することを想定し、この配分ルール案とは別扱いとします。県留保枠を利用する際は前もって海区漁業調整委員会に諮問することとしております。

以上が配分ルール案ですが、迅速に配分する必要性がなく、県全体の漁獲可能量の状況を勘案して配分方法を決定すべきと判断される場合には、海区漁業調整委員会へ諮問することとしています。

大分県資源管理方針での具体的な改正内容ですが、議案書の26ページをご覧ください。改正後の第3にアンダーラインを引いている部分「また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。」を追加します。

以上、ご説明した2つの改正内容について、議案書の27、28ページにありますようにクロマグロについて記載した別紙1-3及び1-4でも同様に改正を行うものです。

議案書の32ページから38ページには、改正後の資源管理方針の別紙部分を載せておりますので、参考にしてください。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

疋田委員 　　地元の漁業者からの意見ですが、沖に行くとクロマグロが増えていて、大分県の漁獲枠は少ないのではないかという指摘があり、何とか枠を増やしてほしいという要望がありました。東京都は漁獲枠が増えたようなので、大分県でもそれに倣ってもう少し漁獲枠を増やして貰いたいという情報がありましたのでご検討ください。

倉橋総括 　　クロマグロは国際的な規制もあって、そのような中で、日本で獲れる漁獲量を決めているところです。それはこれまでの実績とかで配分量が決められており、大分県においてもその漁獲実績等

に基づいた漁獲割り当てが決められております。全国でそういった配分になっているところです。要望としては、枠が少ないということを知りましたので、漁獲枠増の要望をできる時にはあげていきたいと考えています。

正田委員 分かりました。できるだけ要望をあげてください。よろしくお願い致します。

議長 養殖マグロの場合は漁獲枠は別ですか。

事務局長 そうです。養殖と判断される場合は、漁獲可能量の枠とは全く別の扱いです。

少し補足しますが、最近の報道を皆さんもご存じだと思いますが、クロマグロの漁獲枠が増枠されることが決まっております。

各県にどういうふうに配分されるのかについては、今後、関係者間で話をする事になりますが、現実的には大分県は枠が足りなくて漁獲を控えているということはあまり無いと思っておりますので、そういった中で増枠ができるのかどうかというのは、どういうふうにこれから話をしていくのかということになると思います。

正田委員 天然の物も獲ろうと思ったら獲れるそうです。

事務局長 それは水産振興課の方で対応したいと思います。

山尾委員 追加配分があれば割り当てがかなり早くなると考えて良いのですか。

事務局長 そうです。これまでは海区の委員会を集めるという段取りがあって、皆さんのご都合を聞いて、海区にかけて承認を得るまでに1ヶ月程度はかかっていたと思いますが、それが1週間以内で増枠ができるようになるということです。

山尾委員 その時に配分は県のルールにのった配分の方法になるのですか。

事務局長 国から追加配分があった場合は、中型と小型まき網にそのまま追加するという事になります。考えられるケースは中型と小型が足りなくなるということだと思っておりますので、想定されるケースの場合

合は、今日皆さんにお示した方法でそのまま追加配分しますが、別の事態が考えられる時は、このルールではないので、その時は皆さんに事前に諮るということになります。

議 長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。
他にご意見もないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

以上で本日予定していた議案はすべて終了しました。事務局にお返しします。

事務局長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして第5回委員会を終了します。
次回委員会についての詳細は後日連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第5回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年10月8日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員